三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字爪ヶ野山八八四から八七まで、九四五の一、九四六の一、字上ノ山八九〇、字谷口九三九の一、字家ノ上九六〇の二、字田ノ畑山九六一の一、九六一の二、九六二の二、九九九の一、九九九の二、字即城山九九二の二、字石ヶ野九九六、一〇〇二、字崩九九七、字山田九九八、一〇〇〇、一〇〇一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市千手字川ソコ三八〇三の一〇、三八〇三の三五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県安芸高田市向原町坂字岩倉山一九〇九の八四、一九〇九の八五

(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市作木町大山字高下一五八の六

(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　解除の理由　林道用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字上御領字三天峯三二八の一・三二八の六・三二八の七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市芦田町大字柞磨字田迫東平四三八・字田迫西平四四七・四四八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　土地改良事業用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市芦田町大字柞磨字田迫東平四三八・字田迫西平四四七・四四八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡中標津町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県田川郡添田町大字英彦山字山犬谷三一、字鷹巣原三二の五、三二の八、三二の九、三二の一三、三二の一四、三二の一九、三三の一、三二の一・三二の三・三二の一六・三三の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字分銅石三四の一、三四の二、字智室六の三、大字中元寺字大藪東一六三の一、一六三の二、一六三の一〇、一六三の一一、字木浦一六五、字大藪西一六六の一、一六六の六九から一六六の七六まで、一六六の九二から一六六の九九まで、一六六の一〇七から一六六の一〇九まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千二百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長
宮城県亘理郡山元町大平字中平八九番二から同県亘理郡山元町大平字二反田二三番二まで	前	最大 八二	八三九
		最小 一〇	
	後	最大 八二	八三九
		最小 二二	

○国土交通省告示第千二百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長
北海道茅部郡森町字赤井川六六番一二九から同道茅部郡森町字駒ヶ岳四六九番二まで	前	最大 一〇五	二、五八八
		最小 一七	
	後	最大 一〇五	二、五八八
		最小 二八	